

その他(1)資料

許可の条件を超過して温泉を揚湯している事業者への対応状況について

大気水質保全課

その他(1)資料 許可の条件を超過して温泉を揚湯している事業者への対応状況について

1 概要

昨年12月の山梨県環境保全審議会において、許可の条件(揚湯量上限:毎分 200L)を超過して温泉を汲み上げている事業者に対し、措置命令(温泉法第11条第3項で準用する第9条第2項)が妥当との答申をいただき、命令の発出手続きを進めていたが、事業者が毎分200L以下とする工事を行ったことから、命令は発出しないこととした。

2 事業者

源泉所有者:社会福祉法人あさひ会(理事長 山本信)、(不開示情報)

源泉所在地:韮崎市旭町上條中割352-4

温泉利用施設:介護老人保健施設あさひホーム、韮崎旭温泉

3 状況

令和2年12月

県環境保全審議会から措置命令の発出が、妥当である旨答申

令和3年1月14日

事業者から是正工事(揚湯量調節用バルブの設置)実施の届出が提出

令和3年1月19日

工事完了検査

(結果)

- ・届出のとおり、バルブが設置されていることを確認
- ・揚湯量が毎分196Lであることを確認

令和3年1月20日

工事完了の届出が提出

令和3年2月18日

立入検査を実施し、問題ないことを確認